

# 三条工業会短信 30-20号

H30.10.31 No.1

協同組合三条工業会

11月27日(火)午後6時30分～座学講座「知っておきたい 製造現場でのコーチング」を開催します。ものづくりマイスターの常泉善男氏から、わかりやすくお話していただきます。ぜひ、ご参加下さい。

info@sanjo-kogyokai.or.jp

TEL31-2161 FAX31-2168

組合員各位

協同組合三条工業会  
理事長 齋藤一成

## ～家内労働者の安全衛生確保のために～ 家内労働・安全意識向上セミナー ご案内

日頃は、当組合活動に対しまして、特段のご支援ご協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省より依頼を受け、家内労働・安全意識向上セミナーを開催することと致しました。本セミナーは、家内労働者の安全確保のために、委託者皆さんの安全意識を高めて頂こうと開催するもので、家内労働者の作業に伴う災害を防ぐための安全衛生管理のポイントについてわかりやすく解説頂きます。

つきましては、ご多用中とは存じますが、家内労働法による委託者に該当する組合員や、家内労働法について理解を深めたい方におかれましては、これを機会にご出席を賜りますよう、ご案内申し上げます。

なお、家内労働法による「委託者」、「家内労働者」とは、別紙1をご参照ください。

### 記

- 開催日 平成30年11月15日(木) 午後1時～(1時間程度)
- 会場 三条商工会議所会館 4F 第一研修室
- 講師 厚生労働省 家内労働者安全衛生確保事業  
受託機関：株式会社中外 担当者
- 参加申し込み 下記申込書により、11月12日(月)までに(協)三条工業会事務局  
(TEL0256-31-2161 FAX0256-31-2168)宛、お申し込みください。
- お問合せ ・厚生労働省委託事業事務局/株中外 TEL03-3255-8411  
・(協)三条工業会事務局

### 家内労働・安全意識向上セミナー 参加申込書

FAX0256-31-2168

|      |      |  |
|------|------|--|
| 事業所名 | TEL  |  |
|      | FAX  |  |
| 参加者名 | 参加者名 |  |
| 参加者名 | 参加者名 |  |

申込書に記載頂いた個人情報、本事業以外の目的に使用いたしません。

新車を買うなら！ 契約前に工業会事務局へお知らせ下さい！

(厚生労働省の災害防止対策ガイドブックより抜粋)

別紙 1

## 家内労働法で定められた事項が 守られているかどうか点検し、 家内労働者の安全と健康の確保に努めましょう。

家内労働法に定められたことを守ることが  
労働災害を防ぐ第一歩です。

家内労働法\*とは、家内労働者の労働条件の向上を図り、家内労働者の生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など、家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律です。なかでも安全及び衛生の確保については、災害を防止するために必要な措置をとらなければならないと定められており、違反すると処罰の対象となります。

※家内労働法「安全および衛生に関する措置(法第17条)」

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということではできませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者が「家内労働法施行規則」で定める安全・衛生措置を講じなければなりません。

### ■家内労働者とは？

自宅などを作業場として、製造・加工業者、問屋などの業者から委託を受け、原材料などの提供を受けて、一人もしくは同居の家族とともに、物品の製造や加工などを行い、その労働の対価として工賃を受け取っている人のことをいいます。

※家内労働者と一緒に住んでいる家族(親族)で、家内労働者の仕事を手伝っている人のことを「補助者」といいます。

|                                   | 注文主は？                                    | 仕事内容は？               | 原材料は？                      | 収入は？                 | 作業者は？   |
|-----------------------------------|--|----------------------|----------------------------|----------------------|---|
| 家内労働者とは<br>右の1~5の<br>すべてに該当する人    | 1<br>製造・加工業者、<br>販売業者<br>(問屋など)、<br>請負業者 | 2<br>物品の製造<br>及び加工など | 3<br>発注者から<br>提供を<br>受けている | 4<br>物品の製造・<br>加工の賃金 | 5<br>自分自身、もしく<br>は同居の家族<br>(他人を使用し<br>ていないこと) |
| 右の6~10の<br>1つでも該当すれば<br>家内労働者ではない | 6<br>一般家庭など                              | 7<br>セールス、<br>運送など   | 8<br>自分で調達する               | 9<br>製品の売上げ          | 10<br>常に他人を<br>使用している                         |

### ■委託者とは？

製造・加工業者、販売業者(問屋など)やこれらの請負業者(請負的仲介人を含む)で、原材料などを家内労働者に提供し、物品の製造や加工などを直接委託している人のことをいいます。

※運送業者や建築業者は委託者とはなりません。

※直接家内労働者に委託せず、委託者に委託したり、下請企業に委託する場合は、委託者とはなりません。